

〈資料〉

## 成年に達した子の扶養をめぐる

——カナダ西部諸州の事例をみる——

村 井 衡 平

### はじめに

イギリスにおいて、親が子のために負う扶養義務を歴史的にみれば、「完全に制定法による産物であって、コモン・ローも衡平法もこのことを知らなかった」と指摘される<sup>(1)</sup>。ここで時代をさかのぼれば、1768年にブラックストーン卿はその著書「Commentaries on the Laws of England. 1765-69」の第1巻・第1部を「人の権利」と題し、その第16章に「親および子」に関して規定する。そのなかで、「彼等の子に対する最後の義務は、子が彼等の人生において、自分の地位にふさわしい教育をうける用意をするのが親の義務であり、この義務は理性にもとづいて指摘され、しかも何物にも増して最も重要なものである」と明言している<sup>(2)</sup>。ここでは親の義務がコモン・ロー上のものか、衡平法によるものか、明確ではない。そこでコモン・ローの立場を示すものを探ってみると、約1世紀後のビクトリア女王の時代（1887-1901）、女王座裁判所（Queen's Bench）の *Bazeley v. Furder*（1868）事件<sup>(3)</sup>がこの通例とされている。こ

---

(1) T. W. Hainsworth. Support for Adult children. C. F. L. Q. vol. 17, p. 39. 2000.

(2) William Blackstone. Commentaries on the Laws of England. Book The First. p. 464. Reprinted in 1916.

(3) L. R. Q. B. vol. 3, p. 559. 1868.

の事件において、原告（妻）は被告（夫）の要求にもとづいて、子のための衣類を提供した。妻は正当と認められた理由にもとづいて夫と別居しており、7才未満の子は父の意見に反して母の許で生活していた。記録長官（Master of the Rolles）はピクトリア女王の2年－3年の法律第54章の第1条のもとで、母に子の監護を与えた。だが、母は子を父の身分の相応しい扶養をする財産を有していない。ブラックバーン判事は多数意見として、「救貧法（Poor Law）の作用は例外として、父の側には子を扶養する義務は存在しない。実際問題としてそうしないことは、刑法の領域の問題を引き起こすけれども、民事的な局面ではかかる義務は存在しない」と明言する。

その後、約10年を経て同じ女王座裁判所に *Re-Agar-Ellis, Agar-Ellis v. Lascelles* (1878) 事件が姿を見せた。この事件において、プロテスタントである夫はカトリック教徒の妻と婚姻するに当たり、今後出産する子はすべてカトリック教のもとで養育されるべき旨を約束した。最初の子の出生後、夫は約束に反し、子をプロテスタントとして養育されるべきものとした。本件当時、3人の女子は9才、11才および12才であった。妻は夫に知らせず、夫の明白な指示に反して、子にカトリック教会の教義を教え、その結果、子供達は父とプロテスタントの礼拝堂に行くことを拒否した。そこで母は父に知らせず、父の明白な指示に反して、子供達がカトリック教のもとで教育されるべきことを主張して控訴した。副大法官は訴えを斥け、子供達はイングランド教会のメンバーとして養育されるべきことを命じたので、妻が控訴した。

ウィリアム卿はこれに対して、「企図している婚姻によって産まれた子を彼等の母の支配（擁護）に委ねる旨の父の契約は公益に反しており、裁判所によって強制されることはあるまい」と判断した。そのうえでさらに、「当面の場合に3人の子は、法律のもとで適切に母によって世話

---

(4) L. R. ch. D. vol. 10, p. 40. 1878.

### 成年に達した子の扶養をめぐる

されている。そのために支出された合理的な費用について、母はそれを父の信用とする権限をもつ。子が21才に達するまで、父は子の人数・教育・行動に関して支配する権限を有している。これがイギリスの法である」と明言していた。そのために必要な財政的な要因について、すべての責任を父が負うべきことがここに肯定されたものとみてまちがいない。ここで21才というのは、当時のイギリスにおいて、子はそれによって成年に達することを意味していよう。

ここで同じ問題を本稿が主張とするカナダのいくつかの州についてみればどうであろうか。子は何才で成年になるのかについて、The Dictionary of Canadian Law の2000年版によれば、「成年—18才または19才：伝統的には21才であった：この年令により、人は法律問題について完全な権利および責任をもつ」と規定している。<sup>(5)</sup>ところで現実の問題としてカナダの連邦法と州法の規定の内容が同一であれば、問題はない。異なるときはどのように判断するのであるか。さらには、「未成年の子」と「成年に達した子」を分けて考えなければならない。1968年の連邦の「離婚に関する法律」(An Act respecting divorce: Loi concernant Le divorce)では第2条において、「婚姻による子 (child of marriage) とは、夫婦の子1人1人であり、問題となるときに(a)16才未満であるか、または(b)16才以上であり、彼等が責任を負いながら、疾病・行為能力その他の理由により、彼等自身が責任を負うことができないか、もしくは生活必需品を自給できないものを意味する」と定める。<sup>(6)</sup>また、第11条では「婚姻による子」のための扶養料に関する規定を設ける。<sup>(7)</sup>その後、1986年の「新離婚法」でも第16条に同様の規定がみられる。<sup>(8)</sup>

---

(5) D. A. Dukelow. The Dictionary of Canadian Law. 3d. ed. p. 34. 2004.

(6) 村井「カナダの離婚法」1968年7月20日施行。神戸学院法学第9巻2・3号180頁。1953。

(7) 村井・前掲(4)。186頁。

(8) 村井「カナダの離婚法」1986年6月1日施行。神戸学院法学第18巻1・2号。234頁-235頁。1987。

これを個々の州のレベルでみると、まず参照できたのは B. C. 州の 1996 年法第 7 章の「成年に関する法律」(Age of Majority Act) のみであった。同法第 1 条は「成年」と題し、「1990 年 4 月 15 日より、(a)人は 21 才の代わりに 19 才の開始によって成年に達する。(b)その日にすでに 19 才に達しているが、まだ 21 才でない人は、同日付で成年に達したものとみなされる<sup>(9)</sup>」と定めている。

東隣りのアルバータ州では、2008 年の「家族法典 (consolidated Alberta Law statutes) の 369 頁によれば、第 1 条 (定義) の中で、「本法において、子 (child) とは、第 1 条または第 3 条を除いて、18 才未満の子をいう<sup>(10)</sup>」と定めている。

また、オンタリオ州では、「児童および家族サービス法」(The child and Family service Act) 2005 の第 3 条において、「子とは、18 才未満の人を意味する<sup>(11)</sup>」と定めている。

上記以外の州の具体的な規定は参照できないが、1996 年以来、カナダ全土で成年の年齢は 5 つの州では 18 才に、6 つの州では 19 才に引き下げられたとの説明もみられるが、具体的な州の名が明らかでない。このような事情を前提にして、子の扶養の問題をめぐるカナダ西部のいくつかの州の事情をみれば、子が成年に達したならば、親には原則として子を扶養する義務はなくなる。だが、子が成年に達しても、いぜんとして「婚姻による子」という概念に該当すると判断されるとき、引き続き

---

The Dictionary of Canadian Law. op. cit, p. 187 によれば、「婚姻による子」一問題となっている時期に、夫婦 2 人の子または以前の配偶者の子であり、①まだ 19 才に達しておらず、彼等の責任から離れているか、②またはすでに成年に達しており、彼等が責任を負いながら、その責任を免除されたり、または病気もしくは無能力のために、生活必需品を入手することができない子をいう。

(9) Consolidated British Columbia Family Law statutes. p. 119, 2005-2006.

(10) Consolidated Alberta Family Law statutes. p. 309, 2009.

(11) Ontario Family Law statutes and Regulations. p. 135, 2005.

(12) John A. Yogis. Canadian Law-Dictionary. p. 12, 1983.

## 成年に達した子の扶養をめぐる

扶養の対象とされる。その際に考慮されるべき具体的な事情として、

- 1 この年齢。
- 2 子が大学に進学する場合に、パート・タイムか、フル・タイムか。
- 3 以前のコースで子が過去に遂行した実績。
- 4 子の将来に関して、両親の計画とその結果について子が抱いている合理的な期待。
- 5 将来の雇傭を産み出すことに関するコースの選択の適切さ。
- 6 その他の問題に対する子の対応。

があげられよう。<sup>(13)</sup>

本稿ではカナダ西部の5つの州について、1970年代より1990年代にかけて、成年に達した子の教育をめぐる争われたいくつかの事例を紹介していく。

### I ブリティッシュ・コロンビア州

#### ① Jackson v. Jackson. (1972) 事件

R. F. L. Ist. vol. 8, p. 172.

この事件において、州の法律で成年とされる16才を越えた娘の生活費を、離婚した母が父に請求した。州の最高裁はこれに対し、16才を越えた子が病気、無能力または他の原因により、彼等の生活必需品について親の責任にたよらず、子自身で準備できるときは別であるが、そうでない限り、親の責任は継続すると判断した。娘はバンクーバー市立カレッジの教員補助員プログラムに参加している。親の側が連邦最高裁に上告した。

最高裁は適切な事情のもとで子の大学生生活を援助するため、親の負う

---

(13) T. W. Hains worth. op. cit. p. 52. なお、各州の初等・中等教育の体系については、日本カナダ学会編。カナダ研究入門。解説と文献ガイド。p. 77. 1990：小林順子ほか。21世紀にはばたくカナダの教育。pp.140-142。東信社。2002-2003等を参照。

義務を単なる道徳上の義務から法律上の義務へ高めようとした。その方法を具体的にみれば、離婚法の第2条1項に含まれる“他の原因”という文言に“教育の遂行”を含めて解釈する方法がそれである。本稿のはじめにすでに指摘したように、かつてブラックストーン卿が彼の註釈書のなかで、「親の子に対する最後の義務は、子が彼等の人生において自分の地位にふさわしい教育をうけることができるように用意をするのが親の義務である」と明言していたのが思い出されるという。

## ② **McNulty v. McNulty. (1976) 事件**

R. F. L. Ist. vol. 28, p. 29.

この事件において、夫の提起した離婚の訴えに対し、妻は自分の利益を防禦せず、1976年9月14日に19才になる娘の監護および扶養料の支払いを請求した。娘は現在、州の大学の学生である。妻によれば、夫は1912年に、娘が19才に達するか、婚姻するか、自立するか、または高度の教育課程を修了するまで、毎月250ドルの扶養料を支払う旨を合意していたという。

裁判所はこれに対し、次のように判断している。すなわち、妻の主張する事実を裏付ける証拠は何も提出されないし、娘が離婚法第2条のもとの“婚姻による子”と類別することもできない。それゆえ、要求された娘の監護命令も扶養に関する命令もしないという。

## ③ **Haight v. Haight. (1982) 事件**

R. F. L. 2d. vol. 28. p. 392.

この事件において、1968年11月22日付の離婚判決に従って、父は息子の扶養料を支払うよう命じられた。息子は勉学に無力であり、学校の授業について行けず、医師の忠告により、1人で生活していた。彼は限られた一時的な雇用に従事したが、母による扶養にたよっていた。彼が18才をすぎたのち、父は子の扶養命令の取消を請求した。

### 成年に達した子の扶養をめぐる

裁判所はこれに対し、請求を斥け、次のように判断している。すなわち、息子は離婚法にいう“子”つまり“婚姻による子”である。彼は母と別れて生活しているが、“婚姻による子”に変わりはない。彼を母の責任から退かせたり、または自ら生活費を準備させることができないとき、父の資産は控え目なものであるが、子の扶養に寄与することが必要であるという。

#### ④ Bamford v. Banford. (1986) 事件

P. F. L. 3d. vol. 1. p. 145.

この事件において、1984年の離婚判決により、父は婚姻による2人の子のうち、年長の娘の扶養料を支払うよう命じられた。年長の娘は22才であり、ビクトリアの大学に通っている。父は自ら進んで彼女に同居を認め、バンクーバーの大学に行くことを許したが、彼女はそれを拒否した。さらに彼女は課外のスポーツ活動を理由に勉学のコースを減少したため、父は彼の経済的な寄与は娘がフル・タイムの学生として大学に出席するに付随すると主張した。父は子の扶養命令の変更を請求した。

裁判所はこれに対し、扶養料の支払いを終了させ、次のように判断している。すなわち、娘の最初の関心は勉学であり、課外活動ではなかった。彼女は計画を可能な限り迅速に進めることはなかった。娘は財政的な面を除いて、すべての面で独立することを望んでいた。もし彼女が真面目に勉学にはげみたいと望むならば、彼女は父の家庭に住んでそうすることができたはずである。したがって、勉学年度の完了によって子の扶養料の支払いが終了したのは適切であったという。

#### ⑤ Dalep v. Dalep. (1987) 事件

R. F. L. 3d. vol. 11. p. 359.

この事件において、当事者の16才になる息子の監護が母に与えられた。子の母に対する仕打ちが母を怒らせ、母は子が彼女の許から他に移るべ

き命令をうけた。子は最終的に父の許に移り、父は現在18才になる子の扶養料の支払いを母に請求した。

裁判所はこれに対し、父の請求を斥け、次のように判断している。すなわち、息子は現在は18才である。彼が病気にかかっているとか、無能力であるという証拠はない。彼は学校から放校の処分をうけており、扶養を必要とする学生とはいえない。彼の母に対する行為は凶暴ではない。そして彼の行為は夫婦間のそれではなく、親子間の扶養問題にほかならない。息子は自分の行為により、“婚姻による子”としての彼が維持できたにちがいないすべての権利を失っていた。彼が18才をすぎたのち、父は子の扶養命令の取消を請求した。

裁判所はこれに対し、請求を斥け、次のように判断している。すなわち、息子は離婚法にいう“子”，つまり“婚姻による子”である。彼は母と別れて生活しているが“婚姻による子”に変わりはない。彼を母の責任から退かせたり、または自ら生活費を準備させることができないとき、父の資産は控え目なものであるが、子の扶養に寄与することが必要とされるという。

#### ⑥ Orland v. Orland. (1987) 事件

R. F. L. 3d. vol. 11. p. 418

この事件において、母は15才の子を一方向的にバレエ・プログラムに登録し、ついで子の扶養料（子のために増加した費用）およびすでに支出した費用の弁済を父に請求した。

裁判所はこれに対し、子の扶養料の増加は認めしたが、過去の費用の一括払いは認めないで、次のように判断している。すなわち、離婚法のもとで裁判所は、子の扶養料を過去にさかのぼって支払うように命じる権限を有していない。したがって、母は彼女の過去に支出した費用の一括払いを求めることはできない。子が成長し、特別なニーズおよび扶養料の支払いが従前のニーズに合わないとき、費用は増額される。このよう



### 成年に達した子の扶養をめぐる

な改訂については、支払者の財政的な能力が重要な要因となる。父は増加した費用に寄与することができたが、母より請求された金額まで支出することはできない。したがって、扶養料は父の支払能力に応じて増加されるという。

#### ⑦ **Smith v. Smith. (1987) 事件**

R. F. L. 2d. vol. 12. p. 50.

この事件において、20才になる娘は健康で、働くことも可能であった。だが、彼女には中等学校 (secondary school) の「グレード (Grade) X」に失敗し、経済的にも、仕事の熟練度から見ても、雇傭を見付けることができなかった。父は娘が離婚法にいう“婚姻による子”ではないという理由で、扶養料の支払いの終了を請求した。

裁判所はこれに対し、子の扶養料は6カ月以内に終了するとし、次のように判断している。すなわち、娘は雇傭を見付けるべく合理的な努力をした。彼女が経済的に母にたよったのは、離婚法のもとで、彼女の失業が彼女を“婚姻による子”と性格づけているからである。しかし、父による娘の扶養は、彼女自身がその間に適切な雇傭を見つけるための6カ月の追加的期間に制約されるべきであるという。

#### ⑧ **Farden v. Farden. (1993) 事件**

R. F. L. 3d. vol. 48. p. 60.

この事件において、両親は1972年に婚姻し、1985年に離婚した。彼等の1人息子は19才である。1989年に父は家族関係法 (The Family Relations Act) のもとで、子の扶養料として1カ月に300ドルの支払いを命じられた。息子が19才に達したとき、父は支払いを中止した。前示の法律のもとで、扶養に関して息子はもはや“婚姻による子”ではないというのがその理由である。息子はカレッジに在学し、大学に進む計画である。彼はまた教育費用の支払いのため、パートで働いていた。両親

の別居以来、彼は父と会うことも拒否していた。離婚手続において、母は1985年の離婚法のもとで息子の当座の扶養料の支払いを父に請求した。

裁判所はこれに対し、母の請求を斥け、次のように判断している。すなわち、1985年の離婚法のもとで、親が16才を越えた子のための扶養料の請求について、子が自分自身をコントロールできないとか、または生活必需品を入手できないことを立証する責任を負う。16才を越えて後期中等教育施設 (post-secondary) で勉学する子を扶養する絶対的な義務は、親に存在しない。子がいぜんとして“婚姻による子”であるかどうかを決定するに当り、裁判所はすべての事情を考慮しなければならない。それには学生ローンについての子の適格性：彼または彼女の学校への出席がフル・タイムかどうか：彼または彼女の年令、可働能力および過去の学問的な成績：両親および子の計画：そして成熟して成年に達した子が支払者である親との接触を一方的に終了したこと等々が含まれる。

本件において、証拠によれば、子がフル・コースのローンを得ることも、1週間に数時間の仕事をすることもできないことが立証されている。それに加えて、彼は成年者として父との関係をもつことを引続いて拒否している。したがって、1985年の離婚法のもとで、息子は“婚姻による子”ではなく、扶養を請求する権利はないという。

#### ⑨ **Ciardullo v. Ciardullo. (1998) 事件**

R. F. L. 4th. vol. 18. p. 121

この事件において、両親は1972年に婚姻し、1982年に別居し、1983年に離婚した。母は2人の子の単独監護を与えられた。19才の娘は大学に通学し、18才の息子は高校に通っていた。父は子1人について、1カ月に450ドルを支払うが、娘が19才に達したとき、支払いを停止した。同時に父は2人の子の医師、歯科および広汎な健康のための費用の支払いを停止した。母は父に対し、これらの費用の支払回復を請求し、同時に手続を彼女の新しい居所であるカムループの裁判所に移送するよう請求

### 成年に達した子の扶養をめぐる

した。父は娘について扶養料の支払いを終了させた。

裁判所はこれに対し、父が娘のため毎月300ドルの扶養料を支払い、母の支出した費用を返還し、手続はバンクーバーのままとした。娘はいぜんとして“婚姻による子”である。彼女が勉学を継続するためには、母にたよらなければならない。娘が母の家に住む機会が与えられるならば、大学に出席することが可能になろう。父と娘の間には情報伝達の道がとざされているが、彼等のこのような関係が彼女の扶養を不可能にすることはない。娘は父から自分の教育計画についてアドバイスをうけ、父と議論する義務がある。母はバンクーバーで手続を始め、その後個人的人的便宜のために移動したのであるから、手続は移送されるべきではないという。

#### ⑩ **Weseman v. Weseman, (1999) 事件**

Berend Havius. Family Law, cases and Materials. 5th. ed. 2000. p. 816.

この事件において、父は審理の日に19才を越えている息子のために、連邦児童扶養ガイド・ラインのもとで支払われるべき扶養料の額を決定するよう請求した。息子は秀れた学生であり、現在、カムループのカリブー大学工学部に在学しており、1999年の秋にはブリティッシュ・コロンビア大学に条件付で入学すべく決定されている。父は1986年11月25日付の命令で、毎月300ドルを支払っている。父は彼の息子が婚姻法第2条(1)に定められている“婚姻による子”であることは合意している。ガイド・ラインによる彼の年収は41,500ドルであり、1カ月に350ドルとなる。したがって、現在の1カ月300ドルは息子の扶養料としては高額にすぎ、250ドルが適切であるという。

## II アルバータ州

### ① **Crump v. Crump. (1970) 事件**

R. F. L. Ist. vol. 2. p. 388

この事件において、父は18才になる娘の扶養料を支払うよう命じられた。娘は大学の1年を終了したところであった。事実審判事は娘が離婚法にいう“婚姻による子”であると認定した。娘は病気のため、生活必需品を自分で支弁することができない。このような事情のもとで、父が控訴した。

裁判所はこれに対し、控訴を斥けて次のように判断している。すなわち、子が将来の職業のため特別な教育または訓練をうけることができるとき、かかる教育および一連の訓練は、生活必需品の性質をもつとみるべきである。子が大学に通うことは、“婚姻による子”の概念に該当する。すなわち、離婚前に、親には自分の子が大学教育をうけるために準備する法律上の義務があるということではできないが、ひとたび判決によって、子が“婚姻による子”の定義に該当することが認められるとき、離婚法の第11条は親の側に新しい義務を作り出すという。

### ② **Greenberg v. Greenberg. (1990) 事件**

R. F. L. 3d. vol. 25. p.446.

この事件において、夫婦の離婚仮判決は1984年になされたセトルメントの覚書を含めていた。それによれば、夫は妻の扶養料として1カ月1,250ドル、子1人について1カ月500ドルの支払いが認められている。妻の扶養料は、妻が再婚するかまたは別の命令があるまで、継続すべきものとされた。事業は最近に改善され、妻は現在1カ月に1,778ドルを得ている。1987年9月に娘は学校を離れ、多くの仕事についたり、止めたりした。夫は娘が学校を去ったとき、扶養料の支払いを停止した。娘は現在19才であり、1959年9月に学校に戻り、母と生活を共にしている。

### 成年に達した子の扶養をめぐる

彼女は重い感情的な問題をかかえているが、問題を処理し、彼女の学問のグレードを上げようと努めている。母は娘が金銭を自由に使うのを許している。父は離婚法のもとで母および娘のための扶養料の支払いの終了を請求した。

裁判所はこれに対し、次のように判断している。すなわち、父による母のための扶養料の支払いは継続されること、子の扶養料については、子が学校に出席しなかった間の分は1カ月に250ドルの割合で計算し、勉学を再開した1989年9月以降の分は、1カ月に400ドルの割合で計算し、結局のところ、父は子のための扶養料の残額として、4,000ドルを2回支払うべきであるという。

#### ③ **Baker v. Baker.** (1994) 事件

R. F. L. 4th. vol. 2. p. 147.

この事件において、経済的な事情のために雇傭を得ることができなかった子は、彼等が学校に通っていることを理由に自分自身で費用を支出できないときに区別されるべきではない。したがって、雇傭されていない20才の子は、彼女の母と生活しているとき、離婚法第2条の意味での“婚姻による子”としての資格がある。彼女が適切な経済状態の中で仕事を見付けることができないのは、同条にいう“他の原因”の1つであるという。

#### ④ **N (P. E.) v. N (A).** (1994) 事件

R. F. L. 4th. vol. 6. p. 113.

この事件において、非監護親である父は毎月、18才になる娘のために扶養料として300ドルを支払うことを合意した。1937年4月に娘は母の住所を出て、ボーイ・フレンドと同居を開始した。彼女は長期の欠席によって学校より除名された。5カ月後、彼女は父の許に移った。彼女は中等学校 (secondary school) の「グレド (Grade) 10」の教育を取り戻

すために、次の学期の開始を待った。父の毎月の収入は約2,000ドルであり、母のそれはほぼ同額である。母は彼女の雇傭の終了により、4カ月間の失業手当をうけたが、その後、これまでよりは少額の雇傭を見つけた。母は1993年の4月より11月までの間、父より2,800ドルの生活費を受け取ったが、父は娘が母と同居していないことを知ったとき、扶養料の支払いを停止した。父はさらに同居命令の変更を申し出て、1カ月300ドルを1999年9月にさかのぼって、子の扶養料として請求した。

裁判所はこれに対し、父の請求を認めて次のように判断した。すなわち、離婚法は裁判所が遡及的に子のための扶養料の支払いを請求することを許している。本件において、娘は彼女の家庭を完全に破壊したわけではない。彼女はいぜんとして、法律の意味での“婚姻による子”である。彼女はまだ学校に戻っていない1993年9月にその身分をもっていた。彼女にとって、教育をうける機会をとり戻すために、次の学期の開始されるまで待つのが合理的である。母の収入の状況および娘が母の世話を離れたのちに受け取った額を考えると、母は1カ月に300ドルを娘の生活に寄与する能力があった。したがって、父の申出は認められるべきであるという。

#### ⑤ *Van de Pal. v. Van de Pal.* (1996) 事件

R. F. L. 4th. vol. 20. p. 198.

この事件において、夫婦は1977年に婚姻し、1989年に離婚した。彼等が別居したとき、2人の子は、婚姻住居に残った父と同居した。母は医師であり、父に1カ月400ドルを子の扶養料として支払った。1990年に父はそれまで1年に40,000ドルを稼いでいたが、電気技師の仕事を解雇され、それ以来、働いていない。母は婚姻住居の権利を父に移転し、父はそれを410,000ドルで他に売却した。年下の子は16才であり、母の許で生活し、年長の子は22才で、理解のおそい学生であった。彼はフル・タイムのカレッジに登録したが、成績は良くなかった。彼はもはや母と

### 成年に達した子の扶養をめぐる

同居していないが、母は彼の扶養料として1カ月2,500ドルおよび他の支出をした。1995年の夏、彼は週に30時間、2件のパートの仕事で7,000ドルを得た。母は父に対し、年長の子のための支出として1,200ドルおよび2人の子のために2,336ドルの支払いを請求した。

裁判所はこれに対し、年下の子の扶養料として1カ月に400ドルの支出を命じたが、年長の子については、離婚法第2条(1)にいう“婚姻による子”に該当するかどうか、判断を延期していたが、その後、裁判所は父に対し、年長の子の扶養料として1カ月に150ドルの支払いを命じ、次のように判断している。すなわち、離婚法第2条(1)は、“婚姻による子”を定義し、子が16才を越えているか、病気、無気力または他の原因によって、両親の責任から除外されることができない子を含めて、両親はいぜんとして子を扶養する義務が継続すると定めている。婚姻による子の定義は、年齢ではなく、依存の関係である。関連する要因には、学校または大学にフル・タイムで出席することが含まれる。この扶養を求める親と同居していなくとも、そのような事情のもとで、年長の子は学校に通っている間は“婚姻による子”であるという。

### III サスカチュワン州

#### ① Jones v. Jones. (1970) 事件

R. F. L. 1st. vol. 2. p. 393.

この事件において、1967年の離婚法第2条(b)(i)のもとで、16才以上の子を“婚姻による子”として分類するためには、“病気、無能力または他の原因により”という言葉に従って、厳格に解釈されなければならない。いいかえれば、“無能力”は子の制約を越えて生じたものでなければならず、さらに学校に出席することはかかる無能力とは解釈されることはできないという。

② **Saunders v. Saunders. (1989) 事件**

R. F. L. 3d. vol. 10. p. 437.

この事件において、夫婦は1964年に婚姻し、2人の子がいる。年長の娘は21才であり、大学の1年、年下の娘は17才で中等学校 (secondary school) の「グレードⅦ」である。1986年の離婚手続において、夫は子の扶養料として1カ月300ドルを支払うよう命じられた。離婚後、夫の年収は42,000ドルから83,800ドルへ増加し、他方で妻の収入の増加は少額であった。妻は1985年の離婚法のもとで、子の扶養料の増額を請求した。

裁判所はこれに対し、扶養料を増額し、次のように判断している。すなわち、1985年の離婚法のもとの“婚姻による子”という定義は、1965年の離婚法のそれと同じである。年長の娘は“婚姻による子”であった彼女の年齢にかかわらず、扶養料は彼女の将来の職業のために彼女を支持するさらなる教育による利益をうけることを可能にする。年下の娘もまだ“婚姻による子”であるが、彼女が学校教育をうけていることを理由に自立するに至っていない。したがって、子の扶養料は増加されるべきであるという。

③ **Currie v. Currie. (1989) 事件**

R. F. L. 3d. vol. 19. p. 102.

この事件において、夫は子のための扶養料の支払いを命じられた。29才の息子はハンディキャップがあり、家庭を離れたが、失業し、政府の援助をうけていた。年下の23才の息子も兄と同じ状態で、月に170ドルをうけていた。他方で夫は再婚したが、老年者保障金等を月に990ドルうけていた。妻の収入は1カ月に政府よりうける2,300ドルである。夫は離婚法のもとで扶養料の変更を請求した。原審が申出を拒けたので、夫が控訴した。

裁判所はこれに対し、控訴を拒け、扶養料の支払いを終了させ、未払



#### 成年に達した子の扶養をめぐる

金を減額し、次のように判断している。すなわち、離婚法のもとで子の扶養料の変更を求める人には、請求を正当とするような重大な事情の変更があったことを立証する責任がある。原審判事は夫がこのような責任を果たしていないことについて、判断を誤っていた。したがって、命令は変更されるべきである。子の年齢および妻の収入の不足からみて、扶養料の支払いは終了されるべきである。双方が何の手続きもとらなかったため、未払金が残っている。いくつかの点で過去の扶養料は不適切であり、未払額は3,000ドルと定められるという。

#### ④ Keen v. Keen. (1990) 事件

R. F. L. 3d. 30. p. 192.

ハイスクールを卒業したのち、校外に留まって労働に従事し、さらに1年間旅行する子は、もし彼または彼女が家族の許に帰り、大学に登録するならば、“婚姻による子”としての身分を取り戻すであろう。

#### ⑤ Sapergia v. Larner. (1995) 事件

R. F. L. 4th. vol. 15. p. 389.

この事件において、父は2人の子、22才と20才について、各自に1か月375ドルを支払うべく請求された。年長の娘は他の町の大学に出席しており、内縁の夫がいるが、年の始めに母と共に旧住所に帰ってきた。宣誓供述書によれば、彼女が学位を得たかどうか、不明である。父によれば、彼女は学位を得たというが、母はその陳述に反ばくしていない。娘はサスカчевワン大学で1995-96の学期間、在学し、1996年の7月に婚姻するつもりである。彼女はパート・タイムで働いているが、収入は明らかでない。年下の子は目下、2つの「グレードⅦ」をとっており、ハイスクールを卒業するにはあと1年かかる。彼は専門的なホッケーの仕事を目指し、2年間、メデイジン・ハット・タイガースでプレイをした。彼は目下、母と同居している。彼はホッケーチームより資金を得て

いるが、母にその金額を明かさない。母はまた彼のために生活費を供し、衣類、旅行等の費用を支払っており、車のローンおよび修理費を負担している。父は扶養料の支払いの終了を請求した。

裁判所はこれに対し、請求を認め、次のように判断している。すなわち、いずれの子も婚姻による子ではなかった。母は年上の子が彼女の責任からのがれることができないことを立証できなかった。年下の子は自給自足であり、車を彼のローンで所有している。彼が通学中という理由で、彼を母の責任から引き上げることができなかったことを立証するには充分でなかったという。

#### IV マニトバ州

##### ① Grini v. Grini. (1969) 事件

R. F. L. Ist. vol. 1. p. 255.

この事件において、夫は離婚法第4条1項e(1)にもとづいて、婚姻破綻を理由に離婚判決を請求した。夫婦双方の過失の結果、彼等は1958年6月に別居した。別居証書を作成したとき、夫は妻に対し、彼女および子のために毎月175ドルを支払う旨を定めた。扶養義務は“婚姻が継続する間”という文言によって条件づけられていた。審理の当時、娘は17才であり、公立学校において「グレードXI」の商業コースを学んでいた。夫は彼の妻および子に対する法律上の扶養義務を次のような理由で否認した。①合意にもとづいて扶養する義務は婚姻が存続している間に限られる。②彼の子は、すでに16才に達しているので、離婚法のもとでは“婚姻による子”ではないというのである。

裁判所はこれに対し、扶養料は彼等および娘の双方に対して与えられるべきであるとし、次のように判断している。すなわち、双方が別居証書に署名したとき、被告は、彼女自身の非行によってのみ、扶養料をうける権利を失う（この場合、原告は離婚の訴を提起するであろう）か、または彼女の選択により、原告の姦通を理由に離婚の訴を提起するのを

## 成年に達した子の扶養をめぐる

選ぶことになろう。新しい離婚法によれば、被告は扶養料をうける権利を、自分に非行がなく、かつ、彼女の夫の選択によってのみ、得ることができる。公の政策という広大な理由により、法律は妻が合意書により扶養料をうける権利を自ら否認する権利を認めなかった。別居合意書はそれゆえに、原告が被告を扶養する義務を免れさせる効力はないという。

### ② **Madden v. Madden. (1970) 事件**

R. F. L. Ist. vol. 2. p. 319

この事件において、妻（被告）は離婚法第4条1項(e)(1)のもとで、22才の息子および19才の娘のための扶養料の支払いを請求した。娘は家庭経済コースの最後の年であったが、翌年は教育大学で勉強するつもりである。息子は教育大学の2年生であったが、卒業後は3年制の法律コースに進むつもりである。彼等は離婚法第2条(b)にいう“婚姻による子”であると主張された。

裁判所はこれに対し、2人の子の扶養料請求は棄却されるべきであるとし、次のように判断している。すなわち、彼等自身を彼等の親の責任から撤退させたり、または生活必需品を自弁できないわけではなかった。論理的にいえば、前示の法律の第2条(b)にいう“不可能”という文言を使用することにより、議会は、意思能力が欠けているのではなく、自分自身を維持している十分な力、財源または行為能力が不足しているためであったと主張できたという。

### ③ **Chaban (Beault) v. Chaban. (1985) 事件**

R. F. L. 2d. vol. 49. p. 22.

この事件において、離婚仮判決に続いて、父は子の扶養料を支払うよう命じられた。娘は現に18才であり、大学に通い、母が所有する家庭にボーイ・フレンドと住んでいる。娘はパートで働き、母からの金銭による収入と学生ローンで支出を補っている。父は離婚判決を修正し、娘の

扶養料の支払いを終了すべく仮判決を請求した。

裁判所はこれに対し、娘の扶養料の支払いを終了させ、次のように判断している。すなわち、娘は母の“責任”におかれておらず、したがって、“婚姻による子”ではなかった。それゆえ、子の扶養料に関する仮判決は削除されるという。

④ **Tutiah v. Tutiah. (1988) 事件**

R. F. L. 3d. vol. 14. p. 37

この事件において、B. A. の学位を得てロー・スクールに在学中の子は、親の責任のもとになく、1985年の離婚法の“婚姻による子”の定義には含まれないという。

⑤ **Busko v. Busko. (1990) 事件**

R. F. L. 3d. vol. 28. p. 399

この事件において、1977年に父は離婚法のもとで子の扶養料を支払うよう命じられた。18才の年長の娘は、現在カレッジの最終学年であり、ボーイ・フレンドと同居している。カレッジの最初の年度に彼女は5,000ドルの奨学金をうけ、3,000ドルは貯金し、夏には毎月1,304ドルを稼いだ。父の年収は38,000ドルであり、再婚の妻との間に2人の子がいる。彼は娘が18才に達したとき、扶養料の支払いを停止した。娘は支払いの再開と彼女が卒業するまでの増額を請求した。

裁判所はこれに対し、請求を斥け、次のように判断している。すなわち、16才をすぎて娘が勉学の継続を選んだ事実は、離婚法のもとの扶養料の支払いを保証することはない。裁判所には自由裁量権があり、個々の事件の個別的な事情を考慮しなければならない。娘は独立したライフ・スタイルを採用し、親の支配の下にはいなかった。父は娘の扶養料に寄与する義務はなかったという。

⑥ **Pink v. Pink. (1991) 事件**

R. F. L. 3d. vol. 31. p. 233

この事件において、妻は2人の“離婚による子”の扶養料の増額を請求した。子は20才の双子の少年であり、カルフォルニア州のカレッジでフットボールの奨学金を得ている。夫は妻の請求を拒否した。

裁判所はこれに対し、妻の請求を斥け、次のように判断している。すなわち、子供の勉学についての将来の便益は高度に思弁的なものであり、1985年の離婚法のもとでの夫の義務は、これらの事情に拡大することはない。扶養料の支払いは終了し、増額はそれが命じられた日にさかのぼって取り消される。だが、妻が得た金額はすでに支出されており、妻にはそれを払い戻すための限定された収入はないという。

⑦ **Vokey v. Vokey. (1991) 事件**

R. F. L. 3d. vol. 35. p. 458.

この事件において、夫婦は1991年に婚姻し、1985年に別居した。12年間の婚姻中、彼等はいくども、夫の仕事の関係で住居を転々とした。妻は婚姻中にうつ病による薬物依存にもかかわらず、いく度も仕事についた。別居後、夫は1986年の別居合意にもとづいて、1カ月800ドルを妻に扶養料として支払った。1989年に妻は中等学校 (secondary school) の「グレードXII」の勉学を修了した。1989年に彼女はレストランで働き、頭痛になやんで病院に通ったが、5カ月で7,000ドルを得た。その後、妻は仕事をはなれ、18才の年下の子とアルバータに移った。彼女は解雇され、頭痛がなくても仕事に耐えることができないとされた。彼女の医師によれば、1900年の4月より彼女はうつ病のため仕事に耐えられなかったという。夫の年収は50,445ドルであり、彼の新しいパートナーも1年に40,000ドルを稼いでいる。年長の子はヘヤー・ドレッシングのコースを落ち、現在は失業中である。妻は離婚法のもとで配偶者および子の扶養料を請求した。

裁判所はこれに対し、夫は妻に1カ月1,000ドルの扶養料を支払うよう命じ、子のための扶養料は拒否した。その理由は次のとおりである。もともと、子は“婚姻による子”ではなかった。彼女は18才であり、勉学のプランをもっていなかったし、仕事を探す現実的な努力もしなかった。妻が育児の責任を果すことで、夫が現在の収入を続けていくことを可能にする反面、妻に経済的な利益をもたらした。彼女は不幸にもかかわらず、仕事をし、彼女のニーズを満たすことに貢献できた。配偶者の扶養料は1992年7月以降いつでも変更できることを前提にして、1カ月に1,000ドルとされるべきであるという。

⑧ **Gray v. Gray. (1992) 事件**

R. F. L. 3d. vol. 31. p. 127.

この事件において、夫は妻および子を1976年に遺棄した。子の年齢は23才、22才そして20才であった。彼等は父と何の関係ももたず、もちたいとも思わなかった。母は子を世話し、2人の息子が歯科医の仕事をめざすために借金した。息子Wは自宅に住んで大学に通っている。息子Rは州外の大学に通い、兄と同じく学生ローンを借りている。2人の息子は学校において困難に直面し、働くために学業を中断した。娘Mも医学的な問題をかかえており、通学および仕事を中断した。その間、彼女はパートで働いた。母は1985年の離婚法のもとで、子のための一括および実質的な扶養料の支払いを父に請求した。

裁判所はこれに対し、父に一括および定期的な扶養料の支払いを命じ、次のように判断している。すなわち、離婚法第2条1項によれば、子は年齢に関係なく、もし彼または彼女が親のコントロールから逃がれることができないのであれば、扶養料を請求する権利がある。母および子は財政的に困難であり、仕事をするために学校を止めた。とにかく、子は1985年の離婚法のもとでの子ではなかったけれども、“婚姻による子”という定義の中に彼および彼女を持ち込むことによって、扶養料を請求

### 成年に達した子の扶養をめぐる

する権利を回復した。2人の息子は現在フルタイムで通学し、満足のいく進歩をとげている。彼等は最初の学位を得るまで扶養料を請求する権利があろう。妹は扶養料を請求する権利はないが、彼女が学校に戻るならば、それは可能であろう。

#### ⑨ **McAdam v. McAdam.** (1994) 事件

R. F. L. 4th. vol. 8. p. 252.

この事件において、両親は1989年に離婚した。そのとき、2人の子の監護は母に与えられた。父は子の扶養料として、1カ月に200ドルを支払うよう命じられた。年長の娘は財政的に独立したが、年下の娘(20才)は引続いて母と共に生活している。彼女は1992年に中等学校(secondary school)の「グレードⅦ」から卒業して上級コースに登録した。翌年、彼女は2つのちがったカレッジに合格したが、彼女および母が学費を支払えないため、通学できなかった。永らく探しても彼女は仕事を見付けることができなかった。勉学への意欲はいぜんとして持っている。彼女の目標は3年間の呼吸器療法プログラムに登録することであったという。

母は1993年に仕事を失い、貯金および家族の援助による生活を余儀なくされた。父は再婚しており、1カ月に2,956ドルの収入がある。彼は年長の娘のアドバイスにより、年下の娘が学校に行っておらず、仕事を探していることを知り、扶養料の支払いを取り止め、累積した未払金の取り消しを請求した。

裁判所はこれに対し、請求の一部を認めて次のように判断している。すなわち、娘は正直に誠実に、そして勤勉に雇傭を見付けようと努力しているにもかかわらず、彼女の両親の責任から引き上げることができないうで、離婚法の定義にいう“婚姻による子”に留まっている。母の経済的な事情の変更および父の継続する支払能力からみて、父は子の扶養料として1カ月に200ドルを支払うべきである。公正にみて、父は残額について責任を負わされるべきではあるまい。したがって、申立は一部認

められるという。

## V オンタリオ州

### ① **Tapson v. Tapson. (1971) 事件**

R. F. L. Ist. vol. 2. p. 305

この事件において、夫婦が別居したとき、娘は母の許に同居した。母の提起した離婚訴訟において、娘の監護については何の請求もなかった。その後、母は父が毎月100ドルの扶養料を娘に支払うよう請求した。娘は16才に達しており、肉体的にも精神的にも健全であり、中等学校 (secondary school) に通っており、「グレードX」に属している。しかし、経済的に自立するに至っていないと判断された。その結果、両親は彼等の財産によって子の生活および扶養の責任を引きうけるべきものと言明されている。

### ② **Clark v. Clark. (1971) 事件**

R. F. L. Ist. vol. 4. p. 27.

この事件において、原告(妻)は離婚法第2条(b)(ii)に従って、ハイスクールに通学している18才の息子の扶養料の支払いを請求した。

裁判所はこれに対し、Tapson v. Tapson, (1970) 事件の保守的な解釈を採用し、子が16才を越えており、病気でも無能力でもなく、家庭で生活し、中等学校に通学し、「グレードXII」の子のために制限的な扶養料の支払いを認めている。

### ③ **Harrinton v. Harrinton. (1980) 事件**

R. F. L. 2d. vol. 23. p. 40.

この事件において、夫婦は1954年に婚姻し、1973年に別居した。別居合意書の中で夫は妻に1カ月130ドル、妻の許で生活する子のために1カ月80ドルを支払う旨を合意した。妻は不動産代理人(管理人)として



#### 成年に達した子の扶養をめぐる

の免許を取得し、1978年には4,300ドルの手数料を得た。しかし、彼女は健康がすぐれず、そのことが稼働能力に影響を与えた。娘は仕事のため、1995年に家庭を離れたが、その後、1978年5月に精神病のため入院した。現在、娘は家庭に帰り、妻と暮らしており、社会保障をうけている。

妻は彼女自身および双方の娘の扶養料を請求し、1977年10月21日に仮判決が云渡されたが、いずれの扶養請求も認められなかったので、妻が控訴した。

裁判所はこれに対し、控訴の一部を認めて、次のように判断している。すなわち、控訴裁判所は扶養料の問題を独自に新しく設定することはできない。裁判所は当事者双方の判断が証拠について重大な誤りを犯していると説明できない限り、干渉すべきではない。本件においても、事実審判事は当事者の財政的立場に関する証拠を誤解しており、したがって、控訴は容認されるという。

#### ④ **McEwen v. Laakso. (1985) 事件**

R. F. L. 2d. vol. 46. p. 411.

この事件において、父は離婚判決に従い、娘と息子に各自300ドルの扶養料を毎月支払っていた。両親とも再婚であった。両親および母の新しい夫は仕事に従事していた。息子は17才のとき、行動的・規律的な問題のために母の許を離れ、娘は16才で母の許から学校に通っていた。母は息子が金銭を適切に処理できないことを理由に、扶養料は自分に支払われることを父に求めた。息子は勉学の継続を望んだが、母の許で生活するつもりはない。父は2人の子の扶養料の変更を請求した。

裁判所はこれに対し、子のための扶養料を変更し、次のように判断している。すなわち、息子は行動的・規律的な問題を理由に母の家から去った。彼の勉学を継続するためではなく、母による監視的な世話から逃れ、彼の選んだライフ・スタイルに従って生活をするためであった。すべて

の事情からみて、彼は離婚法のいう“婚姻による子”ではなかった。したがって、1カ月300ドルの扶養料の支払いは取り消される。他方、娘はいぜんとして“婚姻による子”であるが、扶養料は1カ月200ドルに減額されるという。

⑤ **Law v. Law. (1986) 事件**

R. F. L. 3d. vol. 2. p. 458.

この事件において、1975年の婚姻後、夫は妻の2人の娘を養子にした。夫婦は1982年に離婚し、夫は子の扶養料を支払うよう命じられた。妻と2人の子は350マイル離れた場所に移動し、妻は夫のコンタクトに強く反対した。2人の娘はいずれも養父との接触を望まなかった。年長の娘は22才であり、大学に通っている。彼女は父と接触を維持することなく、進学について父の助言をうけることもなかった。彼女は学生援助をうけており、自分でもかせいでいる。彼女は講義期間中は母と同居せず、夏には外で働くつもりである。父は年長の娘のために扶養料の支払い停止を請求した。

裁判所はこれに対し、扶養料の支払いを停止させ、次のように判断している。すなわち、“婚姻による子”という定義は、子が扶養料を自分で用意できないことを立証する責任が自分にあることを暗示している。成熟した子が一方的に両親の一方との関係を明白な理由もなく終了させるとき、扶養料を支払うのが適切かつ正当であるかどうかを決定する1つの要因となる。支払いを期待する子は、非行のない彼女の父となんらかのタイプの関係を維持すべきである。当面の場合、双方の子は彼女自身で準備することが可能である。それゆえ、もはや“婚姻による子”ではないという。

⑥ **Strachan v. Strachan. (1986) 事件**

R. F. L. 3d. vol. 2. p. 316.

この事件において、1982年に離婚仮判決が云渡されたが、附随的な救済については何も定めなかった。それより前、夫婦は別居合意書を作成し、それによれば、3人の子について、学校にフル・タイムで出席する限り、各自に1カ月100ドルの扶養料を支払う旨を定めていた。合意のとき、夫は財政的に困難な状況にあったが、しかし現在では1年に100,000ドルを稼いでいる。妻の年収は43,000ドルであった。子はすべて16才以上になっている。娘Cは動物による耕作で学位を得て、2年間働いたが、大学に出席するため家庭に戻った。娘Kは地域のカレッジに登録し、母の家にボーイ・フレンドと生活している。息子はカレッジを卒業し、大学に行くことを望んでいる。このような事情のもとで、妻は離婚法のもとで子の扶養料の支払いを請求した。

裁判所はこれに対し、請求を斥け、次のように判断している。すなわち、裁判所は仮判決が問題について沈黙しているとき、子に扶養料を与える権限があった。子は彼の親の婚姻が破綻したことを理由にして教育をうける機会を奪われるべきではない。親の職業上の地位および収入の見地から、子は親の婚姻が続く限り、合理的な教育をうける機会をもつべきであった。親の義務は子が一連の教育を選び、それを完了したときに、終了する。したがって、娘Cは“婚姻による子”ではなかった。娘Kも同様である。息子が地域のカレッジを終了するとき、彼に関する夫の義務は終了しよう。しかしながら、地域のカレッジのコースが大学への予備的なものであり、それ自体で終了するものでなければ、妻は息子についてさらなる申請を提出することができるにちがいないという。

⑦ **Thompson v. Thompson. (1988) 事件**

R. F. L. 3d. vol. 13. p. 372.

この事件において、1985年の離婚法のもとの扶養料について、母が

原審の判決に対して控訴した。

裁判所はこれに対し、次のように判断している。すなわち、われわれは子が“婚姻による子”であったという事実認定を承認する。扶養の責任を負う両親は、子が政府より借用することができたという理由のみで、義務を免除されることはない。子は夏休みに金銭をかせぐことができるが、そのみで彼女自身のニーズを満たし、さらに大学に支払うには充分でない。カナダの大学は、平均で、1年に約6,000ドルの費用を要するという証拠があった。当事者は1971年の合意により、父は毎週20ドルを扶養料として支払う旨を合意していた。彼の意見によれば、合意した期間よりも長く自分の義務を果たしていた。当事者の合意した期間が経過したという事実は、離婚法の下での彼等の扶養義務を解除することにはならない。インフレーションに伴い、毎週20ドルは現在では60ドル、毎月260ドルに相当する。カナダの大学の約半分が子を必要としている。子の大学への進学が可能であり、または子がそれを望んでいても、余りにも高額な費用を支出する親の法律上の義務は存在しない。父は費用を支払うことができないという確実な証拠を提出しなかった。原審判事の命令はそれゆえに、仮判決にいう700ドルの代わりに3,000ドルとするという。

⑧ **Vandervort v. Brettler. (1989) 事件**

R. F. L. 2d. vol. 42. p. 130.

この事件において、当事者は1968年に婚姻し、1995年に別居した。父は再婚し、新しい家族がいる。別居合意において、父は婚姻による2人の子の扶養料の支出に同意した。2人は母のもとで生活している。1982年に父は子の扶養料として1カ月に500ドルを支払うよう命じられた。両親は大学の教師であった。年下の娘は公立の中等学校 (secondary school) に出席していたが、母は私立学校に登録することを望んでいた。両親の同意のもとに、年長の娘は8カ月間のカナダ青年集団労働交換会

### 成年に達した子の扶養をめぐる

に参加した。娘が帰宅したとき、ウエイトレスとして働いた。彼女はボーイ・フレンドと同居する計画であり、学期が始まったとき、大学に帰った。父は年長の娘が仕事を変えたとき、扶養料の支払いを停止した。母は離婚法のもとで扶養料の増額を請求した。

裁判所はこれに対し、子の扶養料を増額したが、年長の扶養料は終了させ、次のように判断している。すなわち、年長の娘は労働交換会に参加しても、婚姻による子であることを止めたわけではない。彼女の得た収入は定められた額と関連している。しかしながら、彼女がボーイ・フレンドと同居すべく決定したことは、彼女が完全に独立することを表明し、ひとたびこれが開始されたならば、彼女が在学中であるため、彼女自身の生活を維持できなかつたとしても、扶養料を請求する権利はない。

年下の娘は公立学校において勉学を進めている。監護親は子の勉学上の必要性を判断するのに最善の立場にいる。私立学校の費用を負担すべき決定は、すべての関係者との協議ののちにされるべきである。私立学校で勉学する必要はなく、事情のもとで合理的な費用ではなかつたという。

#### ⑨ **Whitton v. Whitton. (1989) 事件**

R. F. L. 3d. vol. 21. p. 201.

この事件において、別居合意のもとで父は“婚姻による子”各自のための扶養料の支払いに合意した。父は、現在22才の娘が“婚姻による子”ではなくなり、扶養料をうける権利がなくなった旨の宣言をするよう請求した。事実審判事は、娘が1968年の離婚法のもとで、“婚姻による子”の定義に該当していると判断し、娘が父とのコミュニケーションを拒否した事実にかかわらず、前示の宣言をするのを拒否したので、父が控訴した。

裁判所はこれに対し、父の控訴を斥け、次のように判断している。すなわち、子が自立できないことを立証する責任は、16才を越えた子のた

めの扶養を求める人に科せられる。事実として、娘はいぜんとして別居合意の中の“婚姻による子”の定義に当てはまる。もし彼女が父との交流を継続して拒否するとき、父は扶養料の支払いを再審理するよう請求することができるという。

⑩ **Busko v. Busko. (1990) 事件**

R. F. L. 3d. vol. 28. p. 359.

この事件において、父は1977年に離婚法のもとで、子の扶養料を支払うよう命じられた。年上の娘（18才）はカレッジの最終学年であり、彼女のボーイ・フレンドと生活していた。カレッジの1年生の間、彼女は5,000ドルのグラントを受け取っており、3,300ドルを貯金し、夏の間に1,364ドルを稼いだ。父は1年に38,000ドルの収入がある。父は娘が18才に達したとき、扶養料の支払いを停止した。娘は学校を卒業するまで扶養料の支払いの回復と増額を請求した。

裁判所はこれに対し、申立を棄却し、次のように判断している。すなわち、娘が16才をすぎて勉学の継続を選んだという事実は、離婚法のもとで保証された扶養料ではなく、独立したライフ・スタイルを選んだのであり、父のコントロールの下にはいない。したがって、父は子の扶養料に貢献する義務は存在しなかったという。

⑪ **Figueiredo v. Figueiredo. (1991) 事件**

R. F. L. 3d. vol. 33. p. 72.

この事件において、20才の息子は1987年に両親が別居したのち、父の許で生活していた。息子は父とむづかしい関係にあり、学校生活に適應できなかった。彼は学校で不公平な借金をし、明らかに努力の不足に由来している。父が再婚したとき、息子との問題が家庭内で増加した。息子は1団を成している多数の友人に巻き込まれて激論のすえ、家庭を離れた。父は息子に決定を考え直すように主張し、帰宅して家庭の規則に

### 成年に達した子の扶養をめぐる

従うよう望んだ。しかし、息子はこれを拒否し、1986年の家族法典のもとで扶養料を請求した。

裁判所はこれに対し、息子の請求を斥けて次のように判断している。すなわち、親は明らかに家族法典の第31条に該当する子の扶養料を請求されている。親の側で、子が自発的に親のコントロールを抜け出した事実が立証されるならば、問題は別である。親は家庭に留まることを望んだ年長の子に、合理的な親としての権限を行使する絶対的な権利を持っている。息子は明らかに反抗的であり、合理的な家庭のルールによって命じられるのを拒絶した。しかしながら、たとえ息子が親のコントロールから自発的に引き下ったとしても、彼は学校でのフル・タイムのコースに登録されることはなかった。子は彼または彼女自身を法律の第31条の範囲内におくように、勤勉でなければならない。当面の場合、息子は彼自身を勉学に向けて専念させなかった。したがって、彼は扶養料をうける権利はないという。

### ⑫ **Randolph v. Randolph. (1991) 事件**

R. F. L. 3d. vol. 34. p. 444.

この事件において、夫婦は19年間の婚姻ののち、1988年に別居した。婚姻中、夫は教育歴を追求し、現在では70,000ドルの副収入がある。妻は家庭に留って2人の子の世話をしている。別居後、妻はフル・タイムの仕事を得て、年収30,000ドルを得ている。彼等は夫の年金を除いて、すべての財産の分割について合意した。別居後、夫は100,000ドルの抵当を含めて基本的な借金を蒙り、25,000ドルの消費者債務がある。21才の息子は父の忠告に反して学校を止め、仕事を得て車を買った。彼はその後、学校に戻り、2年プログラムの2年目にいる。妻は純家族財産分割の請求および離婚法のもとでの子の扶養料を請求した。

裁判所はこれに対し、純家族財産を分割すること、息子の扶養料を否認し、妻の扶養料のみ認め、次のように判断している。すなわち、息子

は父の希望に反対し、彼自身の決定を実行することを望んだ。現に彼は自分の決定の結果に従って生活している。したがって、彼の扶養料についていかなる命令もすべきではないという。

⑬ **Vieland v. Vieland. (1990) 事件**

R. F. L. 4th. vol. 3. p. 56.

この事件において、両親が離婚したのち、息子は母の許に移り、父は子の扶養料の支払いを命じられた。19才の息子はフル・タイムで学校に行っている。彼が母の命令に従わず、仕事をするのを拒否したので、母は精神病院およびカウンセラーに相談した。彼等は母子関係を改善する手段として、息子を母の家族から他に移動させることを勧告した。息子は現在、独身アパートに住んでいるが、食事は母の家でとる。父は息子とコンタクトをとろうとするが、息子によって拒否されている。

裁判所は母の申立を容認し、次のように判断している。すなわち、もし子が自発的に親のコントロールから離れるとき、彼または彼女は離婚法のもとの“婚姻による子”としての資格はなかろう。本件において、息子は母のコントロールから去った。彼は母の家で食事をとっているが、彼はまた父といかなるコンタクトをとることも拒否している。したがって、息子は“婚姻による子”ではなく、扶養料の支払命令は終了させられるという。

⑭ **Coakuell v. Baker. (1994) 事件**

R. F. L. 4th. vol. 4. p. 345.

この事件において、父は1988年の離婚判決により、フル・タイムで大学に通っている娘に扶養料を支払うよう命ぜられた。しかし、父は不払いに落ち入った。彼は1992年に仕事を引退し、年金にたよっている。娘は1990年に学位をとるのに4年以上かかった。1993年の5月、父は扶養料の残額の支払いを命じられたが、支払わなかった。



### 成年に達した子の扶養をめぐる

父は審理中である家族扶養計画による徴収手続を停止する中間命令および離婚判決による残額支払の取消命令を求めて控訴した。母は娘が1990年5月に“婚姻による子”であったかどうか、さらに残額の支払いを強制する命令を請求した。

裁判所はこれに対し、すべてのあらゆる時において、娘は“婚姻による子”であったとし、父に対し、未払金を30日以内に支払うよう命じ、次のように判断している。すなわち、“婚姻による子”の定義は流動的であり、大学の学生にまで拡大する判例がみられる。16才以上の子を法律の範囲内にもち込むのに、目立った命令は必要でないし、子が一方の親の住居に住んでいることも必要ではない。父が子の教育の費用の支払いを引き受けることによって、子の世話および教育の責任を引き受けたことは、証拠によって明らかであるという。